矢板市マンション管理計画認定制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。以下「法」という。）の規定に基づく管理計画の認定に当たり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成１３年政令第２３８号）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成１３年国土交通省令第１１０号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（市長が必要と認める書類等）

第２条　省令第１条の２第１項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次のとおりとする。

⑴　法第９１条の規定に基づき国土交通大臣が指定したマンション管理適正化推進センターが作成した法第５条の４各号に掲げる基準に適合している旨の事前確認適合証

⑵　その他市長が必要と認める書類

（認定しない旨の通知）

第３条　市長は、法第５条の３の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る管理計画が法第５条の４各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

（認定申請の取り下げ）

第４条　認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書（別記様式第１号）により、その旨を市長に申し出なければならない。

（管理計画の認定の更新への準用）

第５条　前２条の規定は、法第５条の６第１項の認定の更新について準用する。この場合において、第３条中「法第５条の３の規定による認知の申請（以下「認定の申請」という。）」とあるのは「法第５条の６第１項の認定の更新の申請（以下「認定の更新の申請」という。）」と、「法第５条の４各号」とあるのは「法第５条の６第２項において準用する法第５条の４各号」と読み替えるものとする。

（認定を受けた管理計画の変更への準用）

第６条　第３条及び第４条の規定は、法第５条の７の認定について準用する。この場合において、第３条中「法第５条の３」とあるものは「法第５条の７」と、「法第５条の４各号」とあるのは「法第５条の７第２項において準用する法第５条の４各号」と読み替えるものとする。

（報告の徴収）

第７条　認定管理者等は、法第５条の８の規定により、報告を求められた場合には、管理の状況に係る報告書（別記様式第２号）に市長が必要と認める図書を添付して、市長に報告するものとする。

（管理を取りやめる旨の申出）

第８条　法第５条の１０第１項第２号の規定により、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめるときは、遅滞なく、管理を取りやめる旨の申出書（別記様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて、その旨を市長に申し出なければならない。

　⑴　認定通知書（変更の認定を受けた者にあっては、認定通知書及び変更認定通知書）

⑵　当該申出について決議した集会の議事録の写し

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和６年８月１日から施行する。